

水質検査について

水道局では、法令(水道法など)に基づく水質検査を行うとともに、より安全で良質な水道水を供給するため、水道局独自の水質検査を行っています。

その検査の適正化や透明性を示すため、検査項目、検査対象及び検査頻度などをまとめた「水質検査計画」を毎年度策定しており、前年度の結果と併せて水道局だよりや水道局公式ウェブサイトでお知らせしています。

1 水質検査の範囲

【令和2年10月現在】

(1) 自己検査

鳥取地域、国府地域の一部、福部地域の一部、河原地域

(2) 委託検査(鳥取県保健事業団)

国府地域の一部、福部地域の一部、用瀬地域、佐治地域、青谷地域、気高地域、鹿野地域

2 水質検査の概要

(1) 検査項目

・毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目です。

・水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

・水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全27項目です。

・クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。「クリプトスポリジウム」と「ジアルジア」の2項目です。

・クリプトスポリジウム等指標菌

原水に存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがあることを示す菌。

「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」の2項目です。

(2) 検査の対象

法令で義務付けられている給水栓水に加えて、原水を検査します。

(3) 検査頻度

検査項目、検査の対象によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かります。

(4) 臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しないおそれが生じたときに行います。

(5) 農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

(6) 精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

3 採水地点

水道水が水質基準に適合していることを確認するため、106か所に及ぶ給水栓水について水質検査を行っています。採水地点は、各配水系統につき1か所以上を選定しています。

井戸水・河川の伏流水など原水についても100か所で水道局独自の水質検査を実施しています。

